

令和8年7月30日

武雄杵島地区医療機関 各位

武雄市こども家庭課長

大町町子育て・健康課長

江北町健康福祉課長

白石町こども課長

ひとり親家庭等医療費助成現物給付に伴う武雄杵島地区医師会説明会
資料について(送付)

本市児童福祉行政おきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ひとり親家庭等医療費助成方法について、令和8年11月診療分から県内一斉に「現物給付」とすることが決定いたしました。

この変更により、これまでの受診時の医療費の立て替え払いやその後の市への助成申請手続きが不要となるため、対象者の方の経済的負担の軽減や利便性向上が図られることを期待しております。

本資料については、7月28日武雄杵島地区医師会において説明させていただきました内容であり、当日欠席された医院様へ送付しております。

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上のため、本年11月からの現物給付が円滑に実施できますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(問い合わせ)

武雄市こども家庭課	0954-23-9216
大町町子育て・健康課	0952-82-3186
江北町健康福祉課	0952-86-5614
白石町こども課	0952-60-4614

【説明の概要】

●1ページ「ひとり親家庭等医療費助成制度の概要」について

変更点は、3つ目の2重まるの「助成方法」でございます。現行の制度では、医療機関の窓口で保険診療の医療費を支払った後、後日、お住いの市町窓口で助成申請を行う「償還払い」により助成を行っております。これを、ひとり親家庭のご負担が軽減されるよう「現物給付方式」に変更するものです。

●4ページ「県医師会からのご意見への対応」について

この中の「自己負担金の統一」と「レセコンの設定」についての2点でございます。

○「自己負担額の統一」ですが、これは医療機関窓口での助成対象者のご負担についてです。市町協議会では1診報酬療明細書ごと、1人1月あたり、入院500円、通院1回上限500円、調剤0円と決定しておりますが、現在の償還払い方式でも自己負担額を無償化されている基山町については、現物給付後もこれまでと同様に医療機関窓口で無償化の予定です。

○江北町より

医療機関窓口での自己負担額を無償化する方向で検討を進め、県理事会においてもご協議いただき、ご承認をいただいております。しかし、その後、庁内で改めて制度全体について慎重に協議を重ねた結果、県内で統一した制度運用を図ることが、住民の皆様にとってわかりやすく、また、医療機関の事務負担軽減や制度の安定的な運用につながるとの判断に至りました。そのため、江北町といたしましては、最終的に県内統一の自己負担金に合わせる方針としたいと考えております。

なお、江北町では令和7年4月から、自己負担分について償還払いによる無償化を実施しております。令和8年11月以降は、医療機関窓口で支払われた自己負担分については、償還払いにより助成を行い、実質的な無償化を継続いたします。

一度、県医師会理事会でご承認いただいた内容からの変更となり、地区医師会の先生方をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますことをお詫び申し上げます。

○「レセコンの設定」について、佐賀市より、県内のシステムベンダー等に確認されたところ、今回の現物給付化に伴うレセコンの対応につきましては、大掛かりな「レセコン改修」とは違い、「マスターの設定」が必要である、ということをお伺いしております。医療機関のシステムやベンダーにより、対応方法が異なりますので、各医療機関においてベンダーにご確認いただければと思います。

その中で、内容によっては出張費のご負担や、設定作業の際にお時間をいただくケースが出てくるかもしれません。ご迷惑をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

●6ページ

制度開始の11月にシステム改修等が間に合わないなどの場合、これまでと同様に償還払いにより助成いたします。資料上段が償還払い方式になりますが、医療機関の窓口では、一旦これまでどおり一部負担額をいただくことになります。下段の方が現物給付方式です。子どもの医療費助成もこの方式でお願いしております。医療機関窓口でいただく自己負担額は受給資格証で確認ができるようになっております。

- 最後に、長きにわたり県民から要望が多かったこの現物給付化について、県の指導助言をいただきながら、県内全市町での一斉移行に向けて10年以上をかけて協議調整してきました。ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上のため、本年11月の円滑な制度開始に向けて、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【追加説明】

「医療費助成のオンライン資格確認システム」の導入に向けたレセコン改修補助金についてです。（これまでの現物給付についての説明とは全く別の内容になります。）

現在は、こども医療費助成対象者が医療機関を受診する際に、マイナ保険証に加え、「紙の受給者証の提示」が必須となっています。オンライン資格確認システム導入後は、マイナ保険証のみを提示すれば、子どもの医療費助成資格等についてもオンラインで確認できるようになります。これにより、（保護者は）紙の受給者証の持参負担や、持参忘れの際の一旦医療費を立て替え、後から払い戻し手続きを行うケースの減少にもつながり、（医療機関は）窓口での資格確認の円滑化が期待されます。

杵藤地区市町においては、今年度中にシステム改修し、来年度から本格運用する予定としております。今後、利便性の向上には、マイナ保険証利用者の促進に加え、医療機関のシステム改修が必要となります。

本日は、別資料として、国のレセコン改修補助金についてもご案内しております。後だっご確認いただきますようお願いいたします。

【以下、質疑】

【質問①】 11月診療分からではあるが、レセコン改修作業は、すぐに行っているか。

→ はい。

【質問②】 ベンダーに確認したが、この件は（ひとり親医療費助成現物給付化）ベンダーは何も情報はいってなかった。（医療機関から情報提供しないといけないのか）

→ 各医療機関様とベンダーと直接やり取りをお願いしたい。

【質問③】 システム改修費が有料であった場合、行政から補助金等はあるか。

→ 各医療機関で対応をお願いしたい。

【質問④】 PMH導入後は、紙の受給資格証（子ども医、ひとり親医）は発行されないのか。

→ 紙の受給資格証は、今後も継続し発行する。

ひとり親家庭等医療費助成の 現物給付化について

1 ひとり親家庭等医療費助成制度の概要【現行】

- 目的 ひとり親家庭等の生活の安定と健康の向上
- 根拠 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく各市町の「ひとり親家庭等医療費助成に関する条例・規則」
- ◎助成方法
医療機関の窓口で保険診療の医療費を支払った後、後日、市町窓口に申請し助成する「償還払い方式」(基山町・江北町・上峰町は無償化)
- 助成対象者〔所得制限あり〕
 - ・ひとり親家庭の父または母(子どもが20歳になる日の前日まで)
 - ・ひとり親家庭等の児童(18歳になった年度の末まで)

1

2 助成対象者数等

市 町	武雄市	大町町	江北町	白石町
受給資格者数(人) (令和8年7月現在)	1, 074	1, 112	2, 311	3, 119
令和7年度 助成件数(件)	16, 432	1, 819	1, 380	2, 665
令和7年度 助成額(千円)	38, 603	3, 706	3, 394	7, 073

受給資格者数は減少しているが、件数、助成額はほぼ一定で推移

2

3 これまでの県内市町協議会における協議の経緯

時期	協議内容等
R4.7 第1回協議会	現物給付化に対する各市町の考えを確認
R4.12 第2回協議会	移行時期、自己負担額の協議・調整
R5.10 第3回協議会	R7～8年度中に全市町が現物給付に移行することで合意 自己負担額【入院500円、通院500円、調剤0円/医療機関/月】
R5.12～R6.2 関係機関との協議	県医師会：全市町一斉移行が望ましい 子どもの医療費助成との優先順位の統一が必要
R6.7、10 市町確認	関係機関との協議結果を受け、移行時期について各市町の考えを確認
R7.1 市町合意	令和8年11月に、全市町が現物給付に移行することで合意
R7.2 関係機関との協議	県医師会：制度の方向性としては賛成
R7.10 市町合意	医療機関の窓口での子どもの医療費助成との優先順位について、 「ひとり親医療費助成」を優先することで合意
R8.2～5	基山町から医療機関の窓口での自己負担額を無償化したいと申し入れあり。

3

4 県医師会からのご意見への対応

項目	対応
移行時期の統一	令和8年11月に県内全市町が統一して現物給付化に移行
自己負担額の統一	入院500円、通院1回上限500円、調剤0円（1診報酬療明細書ごと、1人1月あたり） ⇒ 基山町の医療機関窓口での無償化について、県医師会理事会で了承された。
資格の優先順位	子どもの医療費助成とひとり親家庭等医療費助成の資格証を窓口で同時に提示された場合は「ひとり親家庭等医療費助成」を優先
レセコンの設定	大掛かりな「レセコン改修」とは違い、「マスターの設定」レベル ○（補）メディックの場合（ORCA、富士通） ・クラウド版はベンダーで遠隔設定 ・オンプレ版でも遠隔可能であればベンダーで設定 ・遠隔ができない場合、病院側で設定 （マニュアル、電話対応など可） 費用は無料

4

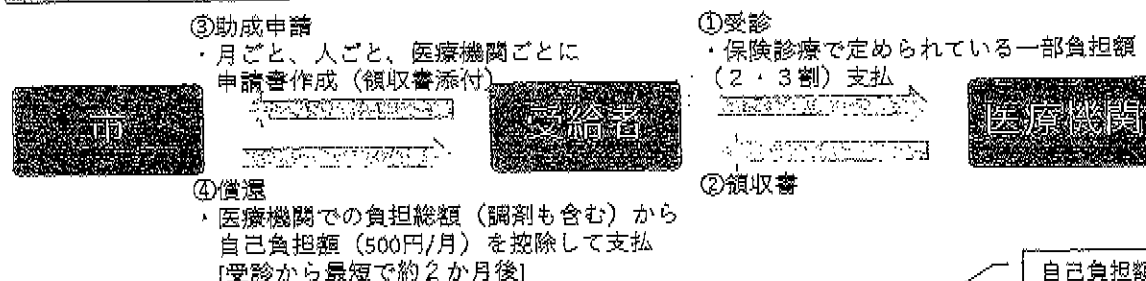
5 現物給付方式のメリット

項目	対象	内容
手続きの簡素化	受給者	申請や還付手続きが不要となり、利用者の利便性が向上
	医療機関	受給者への制度説明が簡素化 子ども医療と同様の現物給付方式となることで運用が統一されることによる事務の標準化
受診時の負担軽減	受給者	医療機関窓口で自己負担額（500円/月）のみの支払いとなり、一時的な経済的負担が軽減
	医療機関	窓口での助成申請に関する問い合わせが減少 また、窓口での支払いトラブルが減少
受診控えの解消	受給者	経済的理由による受診控えが減少し、早期受診・治療が可能
	医療機関	受診控えの軽減により必要な受診機会の確保が期待される

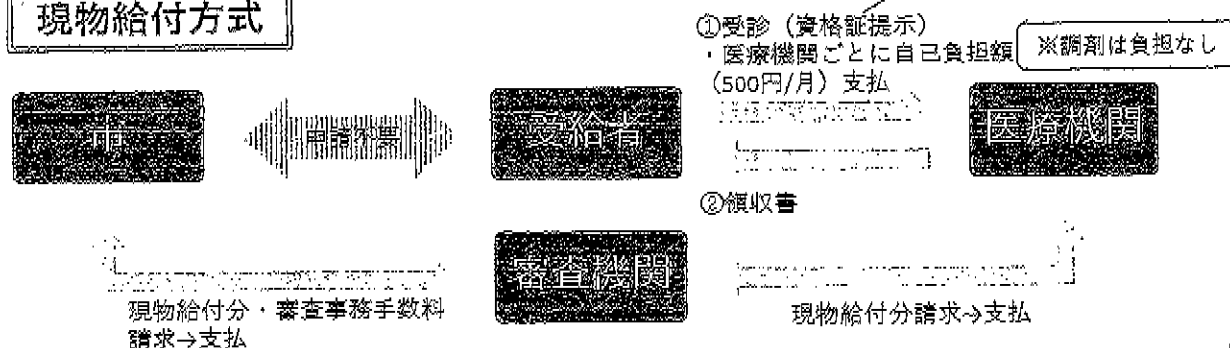
5

6 『償還払い方式』と『現物給付方式』の比較

償還払い方式



現物給付方式



6

7 お問い合わせ

市町	課名	連絡先
武雄市	こども家庭課	0954-23-9216
大町町	子育て・健康課	0952-82-3186
江北町	健康福祉課	0952-86-5614
白石町	こども課	0952-60-4614

県内全市町での円滑な制度開始にご協力をお願い申し上げます
ーレセコンの設定、窓口対応、職員様への周知ー